

報告第12号

臨時代理した事件(名張市教育センター運営協議会委員の委嘱及び任命)の承認について

名張市教育センター運営協議会要綱（平成26年教育委員会告示第9号）第3条の規定に基づく名張市教育センター運営協議会委員の委嘱及び任命については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

平成30年6月4日報告

名張市教育委員会
教育長 上 島 和 久

名張市教育センター運営協議会委員の委嘱及び任命について

	氏名	所属団体・役職等	任期	備考
1号委員	梶原 久代	元県立名張高等学校長	平成30年4月1日～平成32年3月31日（継続）	学識経験者 元名張市総合教育センター構 想策定委員会委員長
2号委員	杉森 弘章	名張小学校長	平成30年4月1日～平成32年3月31日（新規）	小中学校教職員の代表 小学校の代表
2号委員	西村 勉	赤目中学校長	平成30年4月1日～平成32年3月31日（新規）	小中学校教職員の代表 中学校の代表
3号委員	山口 雅弘	名張高等学校長	平成30年4月1日～平成32年3月31日（新規）	関係機関の代表 市内県立学校の代表
4号委員	須藤 博明	名張市立病院副院長	平成30年4月1日～平成32年3月31日（継続）	市の職員 名張市立病院 小児科 発達外来より
4号委員	竹延 香	名張幼稚園長	平成30年4月1日～平成32年3月31日（新規）	市の職員 保育所、幼稚園の代表
4号委員	岡崎みどり	名張市こども発達支援センター長	平成30年4月1日～平成32年3月31日（継続）	市の職員 福祉子ども部
5号委員	(選任中)			その他教育委員会が必要と認める者 名張市地域づくり協議会より
5号委員	藤原佐知子	名張市PTA連合会	平成30年4月1日～平成32年3月31日（新規）	その他教育委員会が必要と認める者 名張市PTA連合会より

※名張市教育センター運営協議会要綱

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

名張市教育センター運営協議会要綱(平成26年4月9日教育委員会告示第9号)

最終改正:平成26年4月9日教育委員会告示第9号

改正内容:平成26年4月9日教育委員会告示第9号[平成26年4月9日]

○名張市教育センター運営協議会要綱
平成26年4月9日教育委員会告示第9号
名張市教育センター運営協議会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、名張市教育センターの管理及び運営に関する規則(平成25年教育委員会規則第2号)第5条の規定に基づき、名張市教育センター運営協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 名張市教育センターの事業計画に関すること。
- (2) その他名張市教育センターの運営に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小中学校教職員の代表者
- (3) 関係機関の代表者
- (4) 市職員
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等)

第5条 協議会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者等の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育センターにおいて処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
